

阿賀野市告示第132号

阿賀野市乳幼児一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月12日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市乳幼児一般健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市乳幼児一般健康診査等実施要綱（平成18年阿賀野市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 5歳児健康診査

第4条に次の1号を加える。

(5) 5歳児健康診査 満5歳を超え満6歳に達しない幼児

第7条第3項中「3歳児」の次に「及び5歳児」を加える。

第10条中「、契約した各医療機関に委託して行うものとする」を「契約した各医療機関に委託して行うもののほか、個別に契約した各医療機関に委託して行うものとする」に改める。

附 則

この告示は、令和8年6月12日から施行し、改正後の阿賀野市乳幼児一般健康診査等実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。